

那須塩原市農業委員会

第29回総会議事録

令和7年10月27日(月)

西那須野庁舎300会議室

1. 開催日時：令和7年10月27日（月）午後1時30分～ 午後2時30分

2. 場 所：西那須野庁舎 300 会議室 大会議室

3. 出席委員：19名

会長	7	加藤 拓央	委員	10	月井 喜美郎
会長職務代理者	14	金田 廣衛	〃	12	木下 久雄
委員	1	石崎 清	〃	13	神藤 芳定
〃	2	秋元 誠	〃	15	辻野 岩男
〃	3	菊地 喜芳	〃	16	菊地 瞳
〃	4	君島 良一	〃	17	松本 忠太
〃	5	槌江 栄作	〃	18	一戸 養子
〃	6	高瀬 和夫	〃	19	菊地 寿行
〃	8	室井 孝美	〃	20	白井 通
〃	9	斎藤 栄			

4. 欠席委員：岡本 利江委員

5. 議事録署名人の指名：議席番号9番 斎藤 栄委員、10番 月井 喜美郎委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 再生困難な農地の非農地判断について
- 5) 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について(区分変更関係)
- 6) 議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地中間管理機構が優先買入協議を行う旨の通知要請について
- 7) 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の協議に対する意見について
- 8) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 9) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)

7. 事務局職員

事務局長	押久保 昭	主事	藤田 なな
局長補佐兼農政係長	織田 暢子		
農地係長	上野 純宏		

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第29回総会を開会いたします。
今回の欠席委員は、岡本利江委員です。
在任委員20名、出席委員19名、過半数となりますので、総会は成立していることを報告いたします。
次に「議事録署名人の指名」を行います。
議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。
総会規則に基づき議長が指名することで、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、
議席番号9番齋藤栄委員と、10番月井喜美郎委員を指名いたします。
それでは議事に入ります。

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。

菊地寿行委員 議案第1号、番号1番について報告します。農地を売買する申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
調査は、10月14日、午後1時45分頃、申請地で代理人から行いました。
申請地は、野間自治公民館より南へ約300メートルに位置しております。
譲受人が申請に至った経緯は、譲渡人は会社に勤めており、農業が出来ないため、隣で農業を営んでいる譲受人に話を持っていき、今回の申請に至りました。
譲受人の所有する農地の利用状況は、水稻76ヘクタール、畑、牧草など11.6ヘクタールを作付けしており、トラクター14台、乾燥機5台、コンバイン5台を所有し、乳牛650頭を飼育しております。
申請地の耕作予定は、牧草やデントコーンなどの飼料作物です。
調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。

議長 番号1番について事務局から捕捉願います。

上野農地係長 議案書2ページをご覧ください。
本件は、法人による農地の取得のため、農地所有適格法人としての適格について報告するものです。
初めに法人形態要件でございますが、法人の概要欄をご覧ください。
譲受人は、平成29年6月に設立された株式会社です。
定款及び法人登記簿より株式を公開していないと確認できることから要件を満たしております。
次に事業内容要件ですが、当該法人は、直近の売上高の全てが農業売上であり、農業売上高が売上高の過半とする要件を満たしております。
続いて社員要件の欄ですが、株主名簿により、法人の行う農業への常時従事者が議決権の過半を保有しており、議決権要件を満たしております。
最後に業務執行役員要件の欄ですが、役員の過半が年間150日以上農業の常時従事者であり、そのうち1人以上が直接農作業に従事しておりますので役員要件も満たされております。
以上のことから、議案第1号、番号1番の譲受人は、農地法に規定された農地所有適格法人としての要件の全てを満たしていると確認いたしました。

議長 報告が終わりました。番号1番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、菊地寿行委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。
次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番について、菊地瞳委員の報告を求めます。

菊地瞳委員	議案第2号、番号1番について報告します。 住宅敷地拡張として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立東那須野中学校より北へ約100メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請人の娘家族が自宅に帰って来ることになり、現在の住宅敷地内では、必要台数を停められる駐車スペースがないため、車3台と物置1棟を設置する計画のための申請になります。 申請地の立地状況ですが、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。 本件は、周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設で、既存集落に接続しての転用であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地で住宅敷地拡張をする内容となっております。 雨水排水は敷地内浸透にて処理します。 周囲に土羽を設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。 現地調査は、10月23日、午前10時15分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地瞳委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。 番号2番について、木下久雄委員の報告を求めます。
木下久雄委員	議案第2号、番号2番について報告します。駐車場として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立西那須野中学校より西へ約1.5キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請人は、親の所有地である申請地の一部を駐車場として利用していましたが、親が亡くなり、申請地を相続したところ、農地であることが判明したことから今回の申請となりました。 また、平成11年頃から駐車場として利用しており、許可を受けずに駐車場として利用していたことは誠に申し訳ありません。今後このようなことが無いよう十分気をつけますとする始末書が添付されております。 申請地の立地状況、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。 本件は、周辺地域に居住する者の業務上必要な施設で既存集落に接続しての転用であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に駐車場を造成する内容となっております。 上下水道は利用せず、雨水排水は自然地下浸透処理とします。 周囲に土羽を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 転用に先立ち、農振農用地からの除外も完了しております。 現地調査は、10月22日、午前9時10分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号2番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、木下久雄委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。 番号3番及び4番について、金田廣衛委員の報告を求めます。
金田廣衛委員	議案第2号、番号3番について報告します。 貸駐車場として転用するための申請です。申請内容は、議案書記載のとおりです。

議長

申請地は、那須塩原市立黒磯中学校より北西へ８００メートルに位置しています。申請に至った経緯は、申請人の父が、昭和５０年頃に申請地に貸家を建築し、その後、老朽化のため解体いたしました。また、平成３０年頃から貸駐車場として利用しており、今後はこのようなことが無いように致しますとする始末書が添付されております。申請地の立地状況ですが、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第３種農地であるため、立地基準上問題ありません。事業計画は、申請地で貸駐車場を造成する内容となっております。雨水排水は道路側溝へ排水します。周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。現地調査は、１０月２３日、午前９時４０分頃に行いました。調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。続きまして、議案第２号、番号４番について報告します。貸駐車場として転用するための申請です。申請内容は、議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市立黒磯中学校より北西へ７００メートルに位置しています。申請に至った経緯は、昭和５０年頃から、農地転用の許可を得ず申請地を貸駐車場として利用しており、今後はこのようなことが無いように致しますとする始末書が添付されております。申請地の立地状況ですが、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第３種農地であるため、立地基準上問題ありません。事業計画は、申請地で貸駐車場を造成する内容となっております。雨水排水は、敷地内浸透にて処理します。周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。現地調査は、１０月２３日、午前９時４０分頃に行いました。調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。報告が終わりました。まず、番号３番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号３番については許可することに決しました。

次に、番号４番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号４番については許可することに決しました。

番号５番及び６番について、菊地寿行委員の報告を求めます。

菊地寿行委員

議案第２号、番号５番について報告します。

貸家として転用するための申請です。申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立黒磯中学校より北西へ約１８０メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人の亡き父が、昭和４８年頃、農地転用の許可を得ず、申請地に貸家を建築し、現在に至ります。申請人は、申請地を相続したため、改めて農地転用の許可を申請するに至りました。

また、昭和４８年頃から貸家として利用しており、今後はこのようなことが無いように致しますとする始末書が添付されております。

申請地の立地状況、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第３種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に貸家を建築する内容となっております。

上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内浸透にて処理します。

周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。

現地調査は、１０月２３日、午前９時３０分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許

菊地 寿行委員

可相当として報告を終わります。

続いて、議案第2号、番号6番について報告します。

貸駐車場として転用するための申請です。申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立黒磯中学校より北西へ約200メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人の亡き父が、昭和50年頃、農地法の許可を得ず、申請地に貸家を建築し、賃貸をしておりましたが、令和元年に借主が亡くなったため、建物を解体し現在は貸駐車場となっています。申請人は申請地を相続したため、改めて農地転用の許可を申請することになりました。

また、令和元年から貸駐車場として利用しており、今後はこのようなことが無いように致しますとする始末書が添付されております。

申請地の立地状況ですが、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に貸駐車場を造成する内容となっております。

雨水排水は敷地内浸透にて処理します。

周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。

現地調査は、10月23日、午前9時35分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。まず、番号5番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地寿行委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

次に、番号6番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地寿行委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。

番号7番について、石崎清委員の報告を求めます。

石崎清委員

議案第2号、番号7番について報告します。

宅地への進入路として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立西那須野中学校より東へ約300メートルに位置しています。

申請に至った経緯ですが、申請人は申請地隣接に居住しており、農地法の手続きをせず進入路として利用していたため、今回の転用許可の申請に至りました。また、転用許可を受けずに宅地の一部として利用してしまい御迷惑をおかけいたしました。今後はこのようなことのないように致しますとする始末書が添付されております。

申請地の立地状況ですが、申請地は、鉄道の駅の周囲概ね1キロメートル以内の区域にある第2種農地となります。

本件は、申請地でしか事業の目的が果たせないものと認められるため、立地基準上は問題ありません。

事業計画は、申請地で宅地の進入口を造成する内容となっております。

雨水排水は自然地下浸透にて処理します。

隣接宅地と一体利用のため、土砂及び雨水の流出はありません。

現地調査は、10月22日、午前9時35分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。番号7番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎清委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。

議長	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
斎藤栄委員	番号1番について、斎藤栄委員の報告を求めます。 議案第3号、番号1番について報告します。 農地と公衆用道路を交換するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立西那須野中学校より東へ約300メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、当該地付近一帯がこれまで筆界未定地となっていました。昨年地図訂正が完了した結果、筆界と利用状況が合致していない部分があることが判明しました。 当該地についても、公衆用道路として利用されていることが判明したため、土地所有者と協議を行い、農地と公衆用道路の所有権を交換するための申請をすることとしました。 申請地の立地状況は、申請地は、鉄道の駅の周囲概ね1キロメートル以内の区域にある第2種農地となります。 本件は、申請地でしか事業の目的が果たせないものと認められるため、立地基準上は問題ありません。 事業計画は、現況は既に公衆用道路となっております。 現地調査は、10月22日、午前9時35分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、斎藤栄委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。
白井通委員	番号2番について、白井通委員の報告を求めます。 議案第3号、番号2番について報告します。 売買により一般住宅として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立南小学校より南へ約10メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請人は、現在市内のアパートに居住し、夫婦共に市内の企業病院に勤務しており、家族生活の環境を整えるため、住居建築の計画をいたしました。申請地は、面積が理想的であり、区画上も良く、近隣は宅地化が進んでおり、生活に必要な施設が整っており、大変便利であるため、今回の申請に至りました。 申請地の立地状況、申請地は、周辺農地の広がりがある10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。 本件は、周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設で既存集落に接続しての転用であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 上水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理し、雨水排水は自然地下浸透にて処理します。 周囲に土留めを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、10月22日、午前9時50分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号2番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、白井通委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。 番号3番について、神藤芳定委員の報告を求めます。

神藤芳定委員	議案第3号、番号3番について報告します。 使用貸借により牛舎、納屋及び堆肥置場として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立青木小学校より北西へ約1.5キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請人は、酪農業を経営しており、経営安定のため、牛舎、農機具等の納屋を建築し、農業用施設として利用したく今回の申請に至りました。 また、昭和53年頃から農地転用の許可を得ることなく利用してしまい、誠に申し訳なく反省しております。今後農地法をよく理解し違反することのないよう努めますとする始末書が添付されております。 申請地の立地状況、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる地域内にあるので、第1種農地となります。 本件は、農業用施設であり、地域の農業の振興に資する施設の用に供するための転用であることから、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地で牛舎、納屋及び堆肥置場を建築する内容となっています。 雨水排水は敷地内浸透処理とします。 周囲に土留めを設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。 転用に先立ち農振農用地から農業用施設用地への区分変更も完了しております。 現地調査は、10月23日、午前10時30分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長 上野農地係長	番号3番について、事務局から補足願います。 番号3番について補足します。 本件は、県農業会議 常設審議委員会諮問案件となります。よって、指令書の交付は、常設審議委員会からの答申日となります。以上です。
議長	報告が終わりました。番号3番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、神藤芳定委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号3番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。
神藤芳定委員	続けて、番号4番について、神藤芳定委員の報告を求めます。 議案第3号、番号4番について報告します。 使用貸借により一般住宅として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立青木小学校より北西へ約1.5キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、今回、堆肥舎の建設の計画で、周辺の調査をした結果、住宅増築部分が農地であることが判明したため、今回の申請に至りました。 また、平成10年頃から農地転用の許可を得ることなく利用してしまい誠に申し訳なく反省しております。今後農地法をよく理解し違反することのないよう努めますとする始末書が添付されております。 申請地の立地状況ですが、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。 本件は、周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設で、既存集落に接続しての転用であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 上水道は市の施設を利用し、汚水排水は浄化槽処理とし、雨水排水は敷地内浸透にて処理します。 周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しております。 現地調査は、10月23日、午前10時30分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許

議長	可相当として報告を終わります。 報告が終わりました。番号４番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》
菊地瞳委員	無いようですので、神藤芳定委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号４番については許可することに決しました。 次に、議案第４号「再生困難な農地の非農地判断について」を議題といたします。 番号１番から３７番までを一括して、菊地瞳委員の報告を求めます。 議案第４号、番号１番から３７番について、一括して報告します。 農地法第３０条第１項に基づく利用状況調査の結果、再生利用が困難な農地があった場合は、「農地」に該当しない旨の判断を行うとされていることから非農地判断を行うものです。
	対象地の農地所在・地目・面積・所有者は議案書記載のとおりです。 対象地はそれぞれ那須塩原市立高林中学校から北へ約１．４キロメートル、同じく北へ約４キロメートル、西岩崎集落センターから北西に約８４０メートル、同じく北西に約１．３キロメートル、同じく東に約６００メートルに位置しています。 現地調査は、１０月２３日、午前１１時１０分頃から行いました。 現地を確認した結果、全ての対象地は山林の様相を呈しており、土地の形状及び立地状況からみて、農地として利用するための条件整備が著しく困難な状況であり、かつ、農地として復元しても継続して利用することができないと認められることから、農地法第２条第１項に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、対象地は非農地相当として委員各位の御審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。このことについて、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地瞳委員の報告は非農地相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
神藤芳定委員	異議なし多数と認め、議案第４号については非農地とすることに決しました。 次に、議案第５号「農業振興地域整備計画の変更について（区分変更関係）」を議題といたします。 番号１番について、神藤芳定委員の報告を求めます。 議案第５号、番号１番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域から農業用施設用地への変更です。 申出内容は、議案書記載のとおりです。 申出地は、那須塩原市立青木小学校より北西へ約１．５キロメートルに位置しています。 区分変更を必要とする理由は、家畜排泄物の処理を、既存の堆肥舎と簡易堆肥舎で堆肥化しているが、時間と労力がかかり、苦勞している状況です。今回、整備事業に参加して、堆肥舎整備して家畜排泄物を適切に処理し、酪農経営の安定化を図るため、今回の申請に至りました。 現地調査は、１０月２３日、午前１０時３０分頃に行いました。 調査の結果、区分変更後の転用は許可が可能であると考えます。 地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号１番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、神藤芳定委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
菊地寿行委員	異議なし多数と認め、番号１番については変更相当として市長へ回答いたします。 番号２番について、菊地寿行委員の報告を求めます。 議案第５号、番号２番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域から農業用施設用地への変更です。

	申出内容は、議案書記載のとおりです。 申出地は、栃木県立黒磯南高等学校より南西へ約700メートルに位置しています。 区分変更を必要とする理由は、申請地は、牛舎、農機具格納庫、WCS 置場、トラクターの進入路として利用するための申請です。既に、牛舎、納屋、WCS 置場、トラクターの進入路として利用してしまいました。誠に申し訳ありません、今後は法律を理解し、このようなことがないようにいたしますとする始末書が添付されています。 現地調査は、10月23日、午前9時55分頃に行いました。 調査の結果、区分変更後の転用は、許可が可能であると考えます。 地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号2番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地寿行委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
金田廣衛委員	異議なし多数と認め、番号2番については変更相当として市長へ回答いたします。 番号3番について、金田廣衛委員の報告を求めます。 議案第5号、番号3番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域から農業用施設用地への変更です。 申出内容は、議案書記載のとおりです。 申出地は、那須塩原市立鍋掛小学校により北へ1.1キロメートル位置しています。 区分変更を必要とする理由は、隣接する農地への耕作道として、また給水管布設用地として必要な土地であることから、申請に至ったとのこと。 現地調査は、10月23日、午前9時10分頃に行いました。 調査の結果、区分変更後の転用は許可が可能であると考えます。 地元調査及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号3番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、金田廣衛委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
菊地瞳委員	異議なし多数と認め、番号3番については変更相当として市長へ回答いたします。 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法の規定による農地中間管理機構が優先買入協議を行う旨の通知要請について」を議題といたします。 番号1番について、菊地 瞳委員の報告を求めます。 議案第6号、番号1番について報告します。 農地の売払いについて、あっせんの申出があったことから、申出地を効率的・安定的な農業経営を行う者へ集積させるため、農地中間管理機構が、優先的に買入協議を行うとする市長通知が必要であるか、確認するものです。 申出の内容は、議案書記載のとおりです。 現地調査は、10月23日、午前10時50分頃に行いました。 申出地は、那須塩原市立青木小学校より北西へ約2キロメートルに位置しています。 申出に至った経緯は、申出人は、高齢により、農業経営が困難となり、離農を決断し、農地譲渡のため今回の申請に至りました。 現地を確認した結果、申出地は 認定農業者等の地域の担い手に集積させることが望ましい農地であり農地中間管理機構による買入れが必要であると判断しました。 地元調査員及び現地調査班としては、優先買入協議は必要であると認め、市長通知は要請相当として、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地瞳委員の報告は要請相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
議長	異議なし多数と認め、番号1番については市長に対し通知を要請することに決しました。 次に、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集

菊地喜芳委員
神藤芳定委員

議長
上野農地係長

積等促進計画の協議に対する意見について」を議題といたします。
なお、本件については、菊地喜芳委員及び神藤芳定委員と関連があり、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当しますので、菊地喜芳委員及び神藤芳定委員の退室を求めます。

<退室>

事務局の説明を求めます。
議案第7号について説明します。
農地中間管理事業の推進に関する法律の規定によりまして、
農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の決定を経て作成されていることから協議があったものです。
議案書14ページから42ページまでが「中間管理権設定関係」の案件で110件、
合計面積が538,486.46平方メートルとなります。続いて、43ページ、44ページが「所有権移転関係」の案件で2件、合計面積が41,916平方メートルとなります。
調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、全ての案件で問題は無いとの報告であったことから、事務局としても中間管理機構への回答は決定として問題無いと考えます。

議長

説明が終わりました。このことについて、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第7号は決定として農地中間管理機構に回答いたします。
ここで、菊地喜芳委員及び神藤芳定委員の入室を求めます。

菊地喜芳委員
神藤芳定委員

議長

<入室>

菊地喜芳委員及び神藤芳定委員に申し上げます。
議案第7号については、決定として農地中間管理機構に回答することと決しました。
次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

上野農地係長

報告第1号会長専決処分の報告について説明いたします。

追加資料45ページをご覧ください。

県農業会議常設審議委員会に諮問し、許可相当の答申があったものについて、9月中に会長の専決許可処分をした案件は、5条許可が1件で、常設審議委員会の答申日と同日許可としております。以上です。

議長

報告が終わりました。このことについて、御意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第1号を終わりにします。

次に、報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

織田局長補佐

報告第2号農地法第3条の3による届け出の受理について（相続等による権利移動）を説明します。

追加資料46ページ、47ページをご覧ください。

この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされております。

9月の届出の状況につきまして御報告するものです。

9月は相続を原因とした権利移動の届出を13件受理いたしました。

いずれも相続後の耕作に支障はない、ということで、農業委員会によるあっせんを希望するケースはございませんでした。報告は以上です。

議長

報告が終わりました。このことについて、御意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。

以上で全ての議事が終了いたしました。
慎重に御審議いただきありがとうございました。
これをもちまして、那須塩原市農業委員会第29回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

9 番

議席番号

1 0 番
